

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（行政・デジタル改革課）

### 一 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応及び児童虐待防止対策を強化するため、職員の定数を改定するものである。

### 二 内容

知事の事務を補助する職員

六千九百七十六人 ↓ 七千六十人（十八十四人）

### 三 施行期日

令和四年四月一日